

(資料編VI-5-1) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | | | 交通量 台/日 | 規 制 基 準 | | | | 気象観測所 | 危険内容 | 迂 回 路 | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 |
|----------------|---------|------------|---------|----------|------------|------------|------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|-------|------|-------|----------|---------------------|
| | | | 自 至 | 郡市 郡市 | 町村字 町村字 | 延長 (km) | | 規 制 基 準 値 (mm) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 通 行 時 間 連 続 | 注 意 雨 量 連 続 | 通 行 時 間 連 続 | 止 雨 量 連 続 | | | | | |
| 1 | 2 9 9 号 | 秩父 | 小鹿野町河原沢 | | 4.9 | 11,249 | なし | 120 | 河原沢 (河) | 落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 崩 | なし | S45 | | | | |
| 一 般 国 道 計 | | | 1 | 区 間 | 4.9 | | | | | | | | | | | |

道路種別 一般県道

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | | | 交通量 台/日 | 規 制 基 準 | | | | 気象観測所 | 危険内容 | 迂 回 路 | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 |
|----------------|-----------------|------------|--------------------|----------|------------|------------|------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|-------|------|-------|----------|---------------------|
| | | | 自 至 | 郡市 郡市 | 町村字 町村字 | 延長 (km) | | 規 制 基 準 値 (mm) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 通 行 時 間 連 続 | 注 意 雨 量 連 続 | 通 行 時 間 連 続 | 止 雨 量 連 続 | | | | | |
| 2 | 大 野 東 松 山 線 | 東松山 | ときがわ町大野 | | 4.5 | 953 | なし | 100 | 七重 (河) | 土 砂 崩 落 | なし | S46 | | | | |
| 3 | 西 平 小 川 線 | 東松山 | ときがわ町雲河原 小川町上古寺 | | 0.2 | 1,131 | なし | 100 | 雀川ダム (河) | 路 肩 欠 崩 土 砂 崩 落 | なし | S50 | | | | |
| 4 | 中津川三峰口停車場線 | 秩父 | 秩父市中津川 | | 4.2 | 950 | なし | 120 | ふれあいの森 (河) | 落 石 土 砂 崩 落 | なし | S50 | | | | |
| 5 | 矢 納 浄 法 寺 線 | 本庄 | 神川町上阿久原 | | 2.5 | 2,944 | なし | 100 | 矢納 (河) | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)462号 | S46 | 2 | | | |
| 6 | 吉 田 太 田 部 譲 原 線 | 本庄 | 秩父市吉田太田部 神川町矢納 | | 7.3 | 442 | なし | 120 | 矢納 (河) | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)462号 | S46 | 3 | | | |
| 7 | 坂 本 寄 居 線 | 熊谷 | 寄居町秋山 | | 1.0 | 1,466 | なし | 120 | 寄居町役場 (河) | 落 石 土 砂 崩 落 | なし | S50 | | | | |
| 一 般 県 道 計 | | | 6 | 区 間 | 19.7 | | | | | | | | | | | |
| 都 道 府 県 道 合 計 | | | 6 | 区 間 | 19.7 | | | | | | | | | | | |

(資料編VI-5-2) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | | | 交通量 台/日 | 規 制 条 件 (通 行 止) | 危険内容 | 迂 回 路 | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 |
|----------------|-----------------|--|---------|----------|------------|------------|------------|--------------------------|------------------|--|----------|---------------------|
| | | | 自 至 | 郡市 郡市 | 町村字 町村字 | 延長 (km) | | | | | | |
| 8 | 2 5 4 号朝霞 | 新座市大和田 | | | | 0.1 | 45,192 | パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | なし | H4 | |
| 9 | 2 5 4 号川越 | 富士見市水子 (東武東上線アンダーパス) | | | | 0.2 | 46,206 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (一)川越新座線 | H4 | |
| 10 | 4 6 3 号川越 | 所沢市西新井町 所沢市有楽町 (西武新線アンダーパス) | | | | 0.4 | 18,964 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (主)所沢狭山線 所沢市道3-85号線 所沢市道1-4号線 (一)南川上名栗線 | H24 | |
| 11 | 2 9 9 号秩父 飯能 | 横瀬町横瀬 飯能市坂石 秩父市荒川貫川 | | | | 17.9 | 6,121 | パトロール等により危険が予想される場合 | 落 石 土 砂 崩 落 石 | (主)青梅秩父線 | S60 | |
| 12 | 1 4 0 号秩父 | 秩父市大滝(豆焼) 長瀬町矢那瀬 | | | | 25.1 | 5,374 | パトロール等により危険が予想される場合 | 土 砂 崩 落 | なし | H4 | |
| 13 | 1 4 0 号秩父 | 寄居町末野 長瀬町矢那瀬 | | | | 0.3 | 14,321 | パトロール等により危険が予想される場合 | 落 石 | (一)長瀬玉淀自然公園線 | H4 | |
| 14 | 1 4 0 号秩父 | 長瀬町野上下郷 蓮田市関山4丁目 蓮田市東3丁目 (宇都宮線アンダーパス) | | | | 0.4 | 14,321 | パトロール等により危険が予想される場合 | 土 砂 崩 落 | (一)長瀬玉淀自然公園線 | H4 | |
| 15 | 1 2 2 号BP杉戸 | 蓮田市関山4丁目 蓮田市東3丁目 (宇都宮線アンダーパス) | | | | 1.7 | 21,490 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (主)さいたま栗橋線 (国)122号 (一)蓮田杉戸線 | H19 | |
| 一 般 国 道 計 | | | 8 | 区 間 | 46.1 | | | | | | | |

道路種別 主要地方道

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | | | 交通量 台/日 | 規 制 条 件 (通 行 止) | 危険内容 | 迂 回 路 | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 |
|----------------|-------------|------------|---------------------------------|----------|------------|------------|------------|--------------------------|------------------|--|----------|---------------------|
| | | | 自 至 | 郡市 郡市 | 町村字 町村字 | 延長 (km) | | | | | | |
| 16 | さいたま草加線 | さいたま | 川口市坂下町 (鳩ヶ谷地下道) | | | 0.7 | 24,754 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (主)さいたま草加線 | H17 | |
| 17 | 練馬川口線 | さいたま | 戸田市笹目南町 戸田市水川町 | | | 0.5 | 12,878 | パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | なし | H4 | |
| 18 | 朝霞蕨線 | 朝霞 | 朝霞市上内間木 | | | 2.0 | 13,361 | パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (主)さいたま東村山線 | H4 | |
| 19 | 東松山桶川線 | 北本 | 桶川市川田谷 (榎戸橋) | | | 0.2 | 13,025 | パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (一)下石戸上菖蒲線 (主)さいたま鴻巣線 | H14 | |
| 20 | さいたま鴻巣線 | 北本 | 桶川市川田谷 (滝の宮橋) | | | 0.5 | 4,634 | パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (主)川越栗橋線 | H4 | |
| 21 | 上尾久喜線 | 北本 | 上尾市上平 (上平橋) | | | 1.0 | 15,106 | パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (一)上尾蓮田線 | H4 | |
| 22 | さいたまふじみ野所沢川 | 越谷 | ふじみ野市大井蔵野 (関越道アンダーパス) | | | 0.3 | 11,969 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | ふじみ野市道1-38号線 ふじみ野市道1-43号線 ふじみ野市道2-30号線 | H24 | |
| 23 | 川越坂戸毛呂山線 | 飯能 | 坂戸市元町 坂戸市泉町 (東武東上線アンダーパス) | | | 0.5 | 13,196 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (主)日高川島線 | H23 | |
| 24 | 青梅秩父線 | 秩父 | 飯能市上名栗 横瀬町芦ヶ久保 秩父市栃谷 | | | 6.5 | 3,720 | パトロール等により危険が予想される場合 | 落 石 土 砂 崩 落 石 | (国)299号 (一)南川上名栗線 | H4 | |
| 25 | 熊谷小川秩父線 | 秩父 | 秩父市定峰頂上 皆野町金沢 | | | 8.1 | 8,939 | パトロール等により危険が予想される場合 | 土 砂 崩 落 石 | (一)三沢坂本線 | H4 | |
| 26 | 前橋長瀬線 | 秩父 | 長瀬町中野上 皆野町野巻 | | | 1.5 | 2,955 | パトロール等により危険が予想される場合 | 土 砂 崩 落 | (主)秩父児玉線 | H4 | |
| 27 | 皆野両神荒川線 | 秩父 | 秩父市吉田久長 秩父市上吉田 | | | 3.6 | 4,468 | パトロール等により危険が予想される場合 | 落 石 | (主)皆野荒川線 | H4 | |
| 28 | 皆野両神荒川線 | 秩父 | 小鹿野町小鹿野 秩父市荒川小野原 | | | 3.2 | 3,674 | パトロール等により危険が予想される場合 | 落 石 土 砂 崩 落 石 | (一)下小鹿野吉田線 | H4 | |
| 29 | 皆野荒川線 | 秩父 | 小鹿野町長留 秩父市上吉田 | | | 5.0 | 4,801 | パトロール等により危険が予想される場合 | 土 砂 崩 落 | なし | H4 | |
| 30 | 高崎神流秩父線 | 秩父 | 秩父市上吉田(土坂峠) 秩父市久那 | | | 7.9 | 1,753 | パトロール等により危険が予想される場合 | 落 石 | なし | H4 | |
| 31 | 秩父荒川線 | 秩父 | 秩父市荒川日野 秩父市荒川久那 | | | 4.0 | 14,235 | パトロール等により危険が予想される場合 | 落 石 土 砂 崩 落 石 | (国)140号 | H4 | |
| 32 | 秩父上名栗線 | 秩父 | 秩父市浦山 長瀬町岩田 | | | 10.0 | 686 | パトロール等により危険が予想される場合 | 土 砂 崩 落 | なし | H4 | |
| 33 | 長瀬玉淀自然公園線 | 熊谷 | 寄居町金尾 | | | 2.4 | 6,676 | パトロール等により危険が予想される場合 | 路 肩 欠 崩 | (国)140号 | S63 | |
| 34 | 花園本庄線 | 熊谷 | 深谷市樺沢 | | | 0.3 | 10,395 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (国)17号 | H23 | |
| 35 | 春日部久喜線 | 杉戸 | 宮代町道仏 宮代町中島 (みやしろ地下道) | | | 0.2 | 15,131 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (一)蓮田杉戸線 | H21 | |
| 36 | 葛飾吉川松伏線 | 越谷 | 吉川市美南一丁目 吉川市大字木壳 | | | 0.2 | 14,694 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | 吉川市道2-217号線 | H24 | |
| 主 要 地 方 道 計 | | | 2 | 1 区 間 | 58.6 | | | | | | | |

道路種別 一般県道

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | | | 交通量 台/日 | 規 制 条 件 (通 行 止) | 危険内容 | 迂 回 路 | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 |
|----------------|---------|------------|---------|----------|------------|------------|------------|--------------------------|------|--------------------------------------|----------|---------------------|
| | | | 自 至 | 郡市 郡市 | 町村字 町村字 | 延長 (km) | | | | | | |
| 37 | 吉場安行東京線 | さいたま | 川口市西立野 | | | 0.3 | 10,208 | パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (国)298号 (一)さいたま鳩ヶ谷線 (主)さいたま草加線 | H4 | |

| | | | | | | | | |
|---------|---------------|--------------------------------------|-------|--------|--------------------------|--------------------|---|-----|
| 38 | 吉場安行東京線 | さいたま市川口市安行原 | 0.2 | 10,208 | バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (一) 金明町鳩ヶ谷線 | H17 |
| 39 | 和光志木線 | 朝霞和光市本町 和光市新倉一丁目 (東武東上線アンダーパス) | 0.5 | 12,892 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (主) 和光インター線 | H24 |
| 40 | 上尾蓮田線 | 北本上尾市平塚 伊奈町小室 (平塚橋) | 0.4 | 10,573 | バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (主) さいたま菖蒲線 (一) 上尾環状線 (国) 17号 | H4 |
| 41 | 蓮田鴻巣線 | 北本北本市北中丸 北本市古市場 | 0.3 | 9,826 | バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (主) 行田蓮田線 (一) 鴻巣補川さいたま線 (主) 行田蓮田線 (主) 川越栗橋線 (一) 蓮田鴻巣線 | H15 |
| 42 | 下石戸上菖蒲線 | 北本北本市朝日 (越沼橋) | 0.1 | 12,490 | バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (主) 行田蓮田線 (主) 川越栗橋線 (一) 蓮田鴻巣線 | H14 |
| 43 | 上尾環状線 | 北本上尾市平塚 (国体橋) | 1.0 | 7,931 | バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (一) 上尾蓮田線 | H4 |
| 44 | 所沢堀兼狭山線 | 川越狭山市上奥富 (国道16号アンダーパス) | 0.6 | 23,714 | 車道部の冠水深が9cmに達した場合 | 路面冠水 | (一) 所沢堀兼狭山線(側道) | H24 |
| 45 | 南飯能線 | 飯能飯能市中藤上郷 飯能市南川 | 2.0 | 7,554 | バトロール等により危険が予想される場合 | 落石 土砂崩落 | なし (国) 299号 | H4 |
| 46 | 南川上名栗線 | 飯能飯能市上名栗 秩父市大滝 | 7.1 | 444 | バトロール等により危険が予想される場合 | 土砂崩落 | (主) 青梅秩父線 | H4 |
| 47 | 中津川三峰口停車場線 | 秩父秩父市中津川 | 9.2 | 950 | バトロール等により危険が予想される場合 | 落石 土砂崩落 | なし | H17 |
| 48 | 秩父多摩甲斐国立公園三峰線 | 秩父秩父市大滝 | 9.3 | 1,676 | バトロール等により危険が予想される場合 | 土砂崩落 | なし | H4 |
| 49 | 両神小鹿野線 | 秩父小鹿野町両神薄字小倉 小鹿野町両神薄字大平 秩父市上吉田 | 10.7 | 991 | バトロール等により危険が予想される場合 | 落石 土砂崩壊 | なし | H4 |
| 50 | 藤倉吉田線 | 秩父小鹿野町藤倉 皆野町下日野沢 | 9.9 | 576 | バトロール等により危険が予想される場合 | 土砂崩壊 落石 | なし | H4 |
| 51 | 下日野沢東門平吉田線 | 秩父秩父市吉田阿熊 皆野町三沢 | 9.1 | 1,938 | バトロール等により危険が予想される場合 | 落土 土砂崩落 土路肩欠 | (主) 皆野両神荒川線 | H4 |
| 52 | 三沢坂本線 | 秩父東秩父村境 | 7.9 | 586 | バトロール等により危険が予想される場合 | 土砂崩落 | (主) 熊谷小川秩父線 | H4 |
| 53 | 石間下吉田線 | 秩父秩父市吉田石間 | 5.0 | 444 | バトロール等により危険が予想される場合 | 土砂崩落 | なし | H4 |
| 54 | 薄小森線 | 秩父小鹿野町両神薄 小鹿野町両神小森 八潮市木曾根 | 13.9 | 444 | バトロール等により危険が予想される場合 | 土砂崩落 | なし (国) 298号 | H4 |
| 55 | 八潮三郷線 | 越谷三郷市彦沢 | 1.1 | 23,499 | バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合 | 路面冠水 | (一) 越谷八潮線 | H14 |
| 一般県道計 | | 19区間 | 88.6 | | | | | |
| 都道府県道合計 | | 40区間 | 147.4 | | | | | |

(資料編VI-5-3) 災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定

1 災害時における交通誘導警備業務等に関する協定

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における交通誘導警備業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務の実施について、甲が乙に対し協力を要請するに当たり必要な事項を定め、もって被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地における避難場所等の警戒活動警備業務
- (3) その他甲において必要と認める警備業務

（業務の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、埼玉県警察本部長を通じ、乙に対し、警備員の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の指定する警備業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、所定の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第7条 出動警備員が業務の実施により第三者に損害を与えた場合は、出動警備員の使用者たる警備業者又は当該警備員が負担する。

（災害の補償）

第8条 出動警備員が業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる警備業者が負担する。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、埼玉県警察本部長と乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成9年7月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年7月24日

甲 埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 土屋義彦
乙 埼玉県浦和市仲町1丁目4番10号
社団法人埼玉県警備業協会会長 川南昌義

2 災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定

埼玉県警察（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県警備業協会（以下「乙」という。）は、埼玉県（以下「県」という。）と乙との間で締結された災害時における交通誘導警備業務等に関する協定

(以下「基本協定」という。)の実施の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請の方法)

第1条 県から乙に対し、基本協定第3条に規定する要請が行われたときは、甲は乙に対し、具体的な業務内容、日時、場所及び必要な警備員数を示して、文書又は口頭等により指示するものとする。

2 乙は、前項に規定する指示に基づき、警備業者に当該業務を実施させる。

(出勤警備員の資格等)

第2条 基本協定の要請業務に従事する警備員は、当該業務に関する専門的知識及び技能を有し、かつ、業務経験が1年以上の者でなければならない。

2 交通誘導警備業務に従事する警備員については、努めて警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)に合格した者を充てるものとする。

(業務の実施)

第3条 県の要請に基づき出勤する警備員は、業務に必要な資機材を携行するとともに、指定された場所に出勤し、当該警備員が所属する警備業者の指揮により、甲の指定する警備業務に従事するものとする。

2 警備業者は、出勤後速やかに、出勤人員及び現場責任者等を現場を管轄する警察署長に報告しなければならない。

3 乙は、出勤後速やかに、警備業者ごとの出勤警備員を甲に報告しなければならない。

4 乙は、業務終了後速やかに、警備業者ごとに出勤警備員の出勤日、出勤時間、業務内容等を甲に報告しなければならない。

(業務実施上の留意点)

第4条 警備員は、業務に従事するに当たっては、警察官等との連携に努めなければならない。

(業務の解除)

第5条 甲は、業務の必要がなくなったときは、乙に対して、文書等により業務の解除を連絡するものとする。

(出勤可能警備員の把握及び報告)

第6条 乙は、要請業務に応じるため、警備業者ごとに出勤可能人員及び資機材を把握し、毎年、年度末までに当該人員等を甲に報告するものとする。

(訓練)

第7条 甲と乙は、業務を円滑に推進するため、協議の上訓練を実施するものとする。

(被災情報の提供)

第8条 乙及び警備業者は、警備業務等を通じて収集した被災情報を甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義あるときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年7月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年7月24日

甲 埼玉県警察本部長

服部 範雄

乙 社団法人埼玉県警備業協会会長

川南 昌義